

津島市災害対策促進費補助金交付要綱 Q&A

Q1 工事が必要となる止水板は補助対象となりますか。

A1 工事を必要としない、簡易的な止水板のみが対象となるため、工事が必要となる止水板については対象外となります。

Q2 土のうは補助対象ですか

A2 土のう及び水のうについては対象外となります。本事業は、止水板及び防水シートが対象となります。

Q3 翌年度に改めて申請をすることはできますか

A3 翌年度に新たに購入されたものは、改めて申請が可能です。ただし、購入された日の属する年度においてのみ申請が可能となりますのでご注意ください。

Q4 マンションの共用部分は対象となりますか

A4 マンションの共用部分も対象となります。管理組合様または管理組合代表者様から申請してください。

Q5 賃貸物件に居住していますが、申請できますか

A5 賃貸にお住まいの場合は、居住者においても申請することが可能です。

Q6 市外に居住しているが、市内の物件に設置できますか

A6 市内在住の方が、市内の物件の浸水被害を抑制するものであるため、市外在住の方は申請できません。

Q7 二世帯住宅に住んでいるが、それぞれの世帯から申請できますか

A7 二世帯住宅にお住まいの場合は、それぞれの世帯から申請することが可能です。

Q8 購入時、一部ポイントで購入しましたが、全額補助対象となりますか

A8 ポイント利用額を除いた額を基準に、補助額を算出します。

Q9 補助額には送料は含みますか

A9 送料等を除いた本体代金のみ補助対象となります。